

建築物省工不法関係手数料一覧表（函館市手数料条例別表第13）

申請種別	認定区分	評価方法	申請に係る住戸数・床面積 ※2	金額 / 1 件		
				評価機関 未審査	評価機関 審査済	
消（法第3条第4項） 消（法第4条第1項） 向上計画第1項 （容積率特例）	住宅	A 【モデル住宅法】 【仕様基準】※2	1戸	19,000円	7,000円	
			ア 1戸	34,000円	7,000円	
		B 【性能基準】	イ 300㎡以下	66,000円	11,000円	
			ウ 300㎡超～2,000㎡以下	108,000円	21,000円	
			エ 2,000㎡超～5,000㎡以下	182,000円	44,000円	
			オ 5,000㎡超～	259,000円	76,000円	
		C 【フロア入力法】 【仕様基準】※2	ア 300㎡以下	33,000円	11,000円	
			イ 300㎡超～2,000㎡以下	55,000円	21,000円	
			ウ 2,000㎡超～5,000㎡以下	97,000円	44,000円	
			エ 5,000㎡超～	145,000円	76,000円	
		D 誘導仕様基準	ア 1戸	19,000円	7,000円	
			イ 300㎡以下	33,000円	11,000円	
	ウ 300㎡超～2,000㎡以下		55,000円	21,000円		
	エ 2,000㎡超～5,000㎡以下		97,000円	44,000円		
	非住宅	E 【標準入力法】	ア 300㎡以下	210,000円	11,000円	
			イ 300㎡超～1,000㎡以下	263,000円	18,000円	
			ウ 1,000㎡超～2,000㎡以下	338,000円	27,000円	
			エ 2,000㎡超～5,000㎡以下	482,000円	76,000円	
			オ 5,000㎡超～10,000㎡以下	593,000円	119,000円	
			カ 10,000㎡超～25,000㎡以下	700,000円	149,000円	
		F 【モデル建物法】	キ 25,000㎡超～	798,000円	186,000円	
			ア 300㎡以下	82,000円	11,000円	
			イ 300㎡超～1,000㎡以下	104,000円	18,000円	
			ウ 1,000㎡超～2,000㎡以下	136,000円	27,000円	
エ 2,000㎡超～5,000㎡以下			218,000円	76,000円		
オ 5,000㎡超～10,000㎡以下			284,000円	119,000円		
建築物 （住宅 + 非住宅）	住宅の部分に供する床面積に応じた手数料と 非住宅の部分に供する床面積に応じた手数料を合算した額 ＜組み合わせパターン＞ A+E, A+F, B+E, B+F, C+E, C+F, D+E, D+F					
消（法第3条第6項） 向上計画第1項 （容積率特例） の変更	住宅	a 【性能基準】	ア 1戸	21,000円	7,000円	
			イ 300㎡以下	39,000円	11,000円	
			ウ 300㎡超～2,000㎡以下	64,000円	21,000円	
			エ 2,000㎡超～5,000㎡以下	113,000円	44,000円	
		b 誘導仕様基準	オ 5,000㎡超～	168,000円	76,000円	
			ア 1戸	13,000円	7,000円	
			イ 300㎡以下	22,000円	11,000円	
			ウ 300㎡超～2,000㎡以下	38,000円	21,000円	
	非住宅建築物	c 【標準入力法】	エ 2,000㎡超～5,000㎡以下	70,000円	44,000円	
			オ 5,000㎡超～	111,000円	76,000円	
			ア 300㎡以下	111,000円	11,000円	
			イ 300㎡超～1,000㎡以下	140,000円	18,000円	
		d 【モデル建物法】	ウ 1,000㎡超～2,000㎡以下	183,000円	27,000円	
			エ 2,000㎡超～5,000㎡以下	279,000円	76,000円	
			オ 5,000㎡超～10,000㎡以下	356,000円	119,000円	
			カ 10,000㎡超～25,000㎡以下	425,000円	149,000円	
	建築物 （住宅 + 非住宅）	住宅の部分に供する床面積に応じた手数料と 非住宅の部分に供する床面積に応じた手数料を合算した額 ＜組み合わせパターン＞ a+c, a+d, b+c, b+d				
	工事着手予定時期,工事完了予定時期のみの変更				1件につき 1,000円	

※1 建築確認申請を同時に行う場合は、上記手数料に確認申請相当額を加える。  
また、建築物全体認定と住戸または非住宅の部分認定を同時に申請するものについては、建築物全体の認定に係る手数料の額とする。  
※2 法41条の認定表示のみ活用可